

中原区役所フラッグフットボール用ボール貸出要綱

(趣旨)

第1条 中原区内におけるフラッグフットボールの普及啓発及びスポーツによる地域の活性化を図るため、川崎市中原区役所地域振興課（以下「地域振興課」という。）で所有する「フラッグフットボール用ボール」（以下「ボール」という。）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 地域振興課は、次の各号のいずれかに該当する者から申請があった場合、ボールを貸し出すことができるものとする。ただし、営利を目的とする事業等に利用することはできない。

(1) 中原区内におけるフラッグフットボールの普及啓発のために使用する者

(2) 上記のほか、地域振興課長が特に認めた者

(貸出物品及び期間)

第3条 貸出しを行う物品は、次に掲げるものとし、貸出期間は、原則として貸出日から2週間を上限とする。ただし、期間内に地域振興課へ申し出て許可を受ければ、期間を延長できる。

(1) フラッグボール モルテン オフィシャル

キッズサイズ（縦：22cm、幅：12cm）

(借用申請)

第4条 ボールの借用を希望する者（以下申請者）は、借用申請書（第1号様式）を地域振興課に提出するものとする。

(ボールの受け渡し)

第5条 ボールの受け渡しは、原則として、申請者が直接、地域振興課にて行うものとする。なお、配送によるボールの受け渡しを行う場合、配送に要する経費は申請者が負担する。

(承諾の決定)

第6条 地域振興課長は、申込内容について審査を行い、承諾の可否について決定するものとする。

(承諾の取消し)

第7条 地域振興課長は、ボール貸出しの承諾を行った後であっても、申請等に不備があると判断した場合は、承諾を取り消すことができるものとする。

また、地域振興課は貸出中であっても、貸出しを中止し、ボールの返却を要求できるものとする。その場合、借用者は速やかに地域振興課に返却するものとする。

(損害賠償)

第8条 ボールを滅失破損等したものは、原則として同等以上のものにより賠償しなければならない。ただし、地域振興課長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を免除することができる。

(返却)

第9条 借用者は期日までに、地域振興課まで返却するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 ボールは、使用承諾を受けた者のみが使用できるものとし、第三者への転貸はしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域振興課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

地域振興課長 様

住 所
電 話 番 号
職 (団体名)
氏 名

『フラッグフットボール用ボール』 借 用 申 請 書

次のとおり『フラッグフットボール用ボール』の借用を申請いたします。

- 1 借用期間 平成 年 月 日() ~ 月 日()
※期間は原則2週間以内です。
- 2 受け渡し日 平成 年 月 日()
- 3 使用目的
- 4 使用場所
- 5 使用品名 フラッグフットボール用ボール 個
- 6 返却予定日 平成 年 月 日()
- 7 その他

地域振興課使用欄			
貸出番号	貸出確認印	返却確認印	備 考
	年 月 日	年 月 日	